

## 平成 26 年度取組状況報告における修正について

## (2) 児童虐待への対応

児童虐待については、平成 23 年 9 月から電話による「子ども安心ホットライン」を開設したほか、各区役所においては、虐待通報があった際の初期調査を行う主査の配置（平成 22 年度）、家庭児童相談室の設置（平成 23 年度）を行い、対応を強化している。

〔修正前〕

## 【児童虐待取扱件数(児童数)】

	平成 21 年度	22 年度	23 年度 <sup>※1</sup>	24 年度	25 年度	26 年度 <sup>※2</sup>
児童 相談所	620 (0.2%減)	478 (22.9%減)	437 (8.5%減)	435 (0.5%減)	402 (7.6%減)	1,159 (188.3%増)
区役所	188 (84.3%増)	208 (10.6%増)	432 (107.7%増)	264 (38.9%減)	251 (4.9%減)	232 (7.6%減)

( )は前年度比

※1 平成 23 年度から区役所に家庭児童相談室を設置。

※2 主に警察から通報される、児童のいる場での夫婦間DV等といった面前DVに伴う心理的虐待について、法の趣旨に即して平成 26 年度から全て認定したため、児童相談所取扱件数が大幅に増加している。

〔修正後〕

## 【児童虐待取扱件数(児童数)】

	平成 21 年度	22 年度	23 年度 <sup>※1</sup>	24 年度	25 年度	26 年度
児童相談所	620 (0.2%減)	478 (22.9%減)	437 (8.5%減)	435 (0.5%減)	402 (7.6%減)	1,159 (188.3%増)
〔うち面前DVを 除いた参考値 <sup>※2</sup> 〕					〔 378 (-) 〕	〔 623 (64.8%増) 〕
区役所	188 (84.3%増)	208 (10.6%増)	432 (107.7%増)	264 (38.9%減)	251 (4.9%減)	232 (7.6%減)

( )は前年度比

※1 平成 23 年度から区役所に家庭児童相談室を設置。

※2 25 年度までは、調査を実施した上で、一過性のものや、既に別居や離婚により児童の安全が確保されている場合などは心理的虐待として認定していない。